

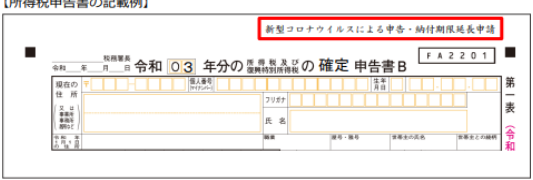
# 【国税庁】新型コロナウイルス感染症の影響で期限内の確定申告が困難な方へ

オミクロン株の急激な感染拡大により、通常の業務体制が維持できない等の理由から確定申告期限内（令和4年2月16日～3月15日）での申告対応が困難になる事業者の増加が想定されます。そこで国税庁では、令和3年分確定申告について、新型コロナの影響で**期限内の確定申告が困難な事業者を対象**に4月15日までの間、**簡易な方法により「申告・納付期限の延長」を申請**できるようになりました。

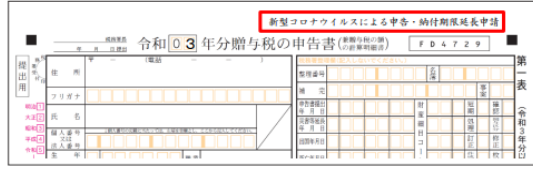
**申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法**

○ 申告書を画面で提出する場合の記載方法  
申告書の右上の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。


【所得税申告書の記載例】



【贈与税申告書の記載例】



【消費税及び地方消費税申告書の記載例】



○ 確定申告書等作成コーナーを利用してe-Taxで提出する場合の入力方法

【所得税申告書の入力例】  
「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

《パソコン》



《スマートフォン》



詳しい内容につきましては下記をご確認ください。

申請方法の詳細については、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp)に掲載されている資料をご覧ください。

（外部リンク：[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp) <https://www.nta.go.jp>）

なお、申告期限の延長が可能とはなりますが、泉崎村商工会が実施する**決算申告指導会の開催スケジュールは変更ありません。**

派遣税理士による確認をご希望の方は、開催スケジュールをご確認いただき、感染状況に左右されないようお早目に申告書・決算書の作成をご準備いただきますようお願いいたします。